買取契約書

契約締結日）　　年　　月　　日

よくお読みください

買取申込の個人情報の取扱いについて

※下記個人情報の取扱いに関する事項をご確認頂き、同意される方は必要項目をご記入ください。

1 事業者の名称　株式会社QP
〒546-0022 大阪府大阪市東住吉区住道矢田5-5-27 代表取締役　守屋 大輔

2 管理者（若しくはその代理人）の氏名又は職名、所属及び連絡先
管理者：個人情報保護管理者
所属部署：株式会社QP　本社管理 専務取締役 高柳 政人
連絡先：TEL　0120-967-322

3 当社は、お客様の個人情報を以下の目的で利用します。
・お客様からのご意見やお問合せに対する回答等の対応のため
・買取査定に関する手続きの為
・カタログやDM、メールマガジン、SMS等の送付、関連するアフターサービス、
新商品・サービスに関する情報のお知らせのため。

4 個人情報の第三者への提供、委託
ご本人の個人情報は、以下に掲げる場合に限り、当社以外の第三者に提供または委託させていただくことがあります。
（1）法令または裁判所その他の政府機関より適法に開示を要求された場合
当社の業務遂行において、個人情報を外部に委託する際、当社は、個人情報を適切に保護できる管理体制を実行していることを条件として委託先を厳選したうえで、機密保持契約を委託先と締結し、皆様の個人情報を厳密に管理しています。

5 保有個人データの利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去及び第三者への提供停止（開示等）及び窓口
当件により、当社が取得した個人データの通知・開示・訂正・追加・削除・利用停止・提供停止等（以下、開示等という）に応じます。開示等に応じる窓口は以下のとおりです。
事業者名称：株式会社QP　　お問い合わせ窓口：本社管理
〒546-0022 大阪市東住吉区住道矢田5-5-27　電話番号：0120-967-322
（土、日、祝日、年末年始を除く。）

6 個人情報を提供されることの任意性について
ご本人が当社に個人情報を提供されるかどうかは、ご本人の任意によるものです。
ただし、必要な項目を提供いただけない場合、各種サービス等が適切な状態でご提供できない場合があります。

お名前 フリガナ	生年月日（西暦）	性別

ご住所 フリガナ

〒　　ー　　都・道　　市・区
府・県　　群

電話番号（自宅・携帯）	メールアドレス

ご職業 □会社員　□自営業　□パート・アルバイ □主婦　□大学生　□専門学生・その他（　　）

身分証明書 □ 運転免許証　□ 運転経歴証明証　□ パスポート　□ 住民基本台帳カード
□ 健康保険証　□ 在留カード　□ 特別永住者証明証　□ 個人番号カード

お受け取り代金額　別紙「出張買取査定表」の「合計査定額」の通り

代金お受け取り方法（時期）　□現金によるお受け取り（本日）／□振込みによるお受け取り（　　年　　月　　日まで）

※物品の引き渡し　□本日／□再訪問時（　　年　　月　　日　　時　　分頃）／□郵送（　　年　　月　　日まで）

お客様ご自身（法人含む）の所有物でない場合、下記必要事項をご記入ください

□ お客様の所有物ではないが、（お名前：　　続柄：　　）からの売却委託を受けている。※1

□ お客様の所有物ではないが、売却する正当な権限を有している。※2

※1 買取金額が200万円を超える場合、委任者の身分証明書コピーが必要になります。

※2 破産開始決定通知書などの売却債権を有することが分かる書類または資料のコピーをご用意ください。

※お振込が必要な場合にご記入頂きます。

お振込先　※ゆうちょ銀行の方は支店名に３桁の店番をご記入ください		預金種別	
銀行 / 信用金庫	本店 / 支店 / 出張所	□ 普通 / □ 当座 / □ 貯蓄	口座番号 / 口座名義人

弊社使用欄

（担当者氏名）

買取契約書

契約締結日）　　年　　月　　日

買取専門店
うるう

買取業者名：株式会社QP（大阪市東住吉区住道矢田5-5-27）
電話番号： 0120-213-666
代表取締役：守屋祐史

クーリング・オフについて

１．本書面を受領した日から起算して８日を経過するまでは、お客様は、書面により物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことが出来ます。

２．お客様が、弊社が特定商取引法第５８条の１０第１項の規定に反して物品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は弊社が同条第３項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかった場合には、弊社が交付した法第 58 条の 14
第１項ただし書の書面をお客様が受領した日から起算して８日を経過するまでは、お客様は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことが出来ます。

３．上記１又は２の契約の申込みの撤回又は契約の解除は、お客様が、当該契約の申込みの撤回又は契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生じます。

４．上記１又は２の契約の申込みの撤回又は契約の解除があった場合においては、弊社は、お客様に対し、その契約の申込みの撤回又は契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することは出来ません。

５．上記１又は２の契約の申込みの撤回又は契約の解除があった場合において、その売買契約に係る代金の支払が既にされているときは、その代金の返還に要する費用及びその利息は弊社が負担します。

６．上記１又は２の契約の申込みの撤回又は契約の解除があった場合において、物品の引渡しが既にされているときは、弊社は、お客様に対し、速やかに当該物品を返還します。

７．本書面を受領した日から起算して８日を経過するまでは、お客様は物品の引渡しを拒むことができます。